(ｲ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）において、床版が鋼床版型式の鋼橋の製作及び架設の工事であること。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

(f)　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(g)　申請書及び資料の提出の期限から設計業務契約に係る見積の日までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。また、工事請負契約に係る見積の日において、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(h)　本工事に係る平成27年度以前に完了した設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(i)　競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（説明書参照）。

(j)　競争参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(k)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次に掲げる(a)から(d)までのいずれかを満たす設計技術者を当該設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者及び照査技術者をいう。ただし、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

(a)　技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリートの選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(b)　技術士（建設部門・鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(c)　ＲＣＣＭ（技術士部門と同様の部門に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(d)　土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者

(3)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事の現地に専任で配置できること。

なお、現地の配置予定技術者と工場製作の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、工場製作の配置予定技術者は下記(b)の工事の経験以外の資格を有する者であること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成13年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記(1)(e)(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、特定ＪＶ及び経常ＪＶにおいては、構成員のうちの１社が上記(a)から(d)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を本建設工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を本建設工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

(1)　技術提案の評価に関する基準　本工事は、コンクリート床版を鋼床版に取り替える大規模な修繕工事である。

また、淀川大橋は、古い時代に建設された長大橋で、建設当時の記録も残っていないという、不確実性や既存部材にかかる応力状態が不明であり、かつ、本工事場所の国道２号は社会的に重要な路線であり、交通機能を確保しながらの大規模な床版取替工事である。また、橋梁点検から老朽化による損傷が著しく、損傷度が不透明な不可視部分も存在する。

このような状況下で施工者独自の高度な工法等の活用が必要であるため、設計交渉・施工タイプを適用し、修繕工法に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）床版撤去時及び完成後の橋の構造体としての安全性を確保する提案　120点

２）交通規制期間短縮に向けた提案　60点

３）維持管理費の低減や、維持管理の効率化に資する提案　60点

(2)　優先交渉権者の選定　上記3(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(3)　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

4　手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課　山崎　淑枝 電話06―6942―1141㈹

(2)　説明書等の交付期間及び交付方法　説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成28年５月13日から平成28年６月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない競争参加希望者に対しては、下記(a)から(c)によるものとし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記(b)に持参することにより電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し出ること。

(a)　交付期間：平成28年５月13日から平成28年６月３日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。

(b)　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

(c)　交付申込期限：平成28年６月３日正午まで。

(3)　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

(a)　提出期間：平成28年５月16日から平成28年６月３日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。